

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ベンチャー株式の譲渡益

**Q** :ベンチャー株式の譲渡益について特例が設けられたそうですが、どのような特例でしょうか。

**A** :譲渡益を2分の1に軽減して課税する特例です。

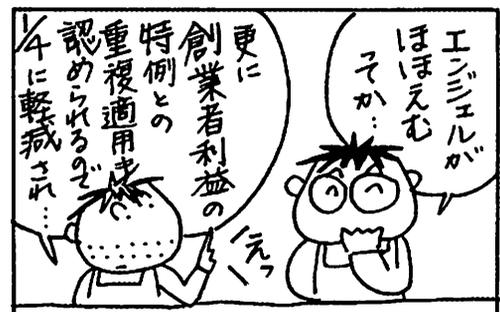
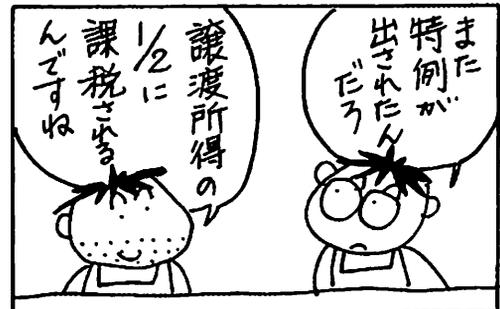
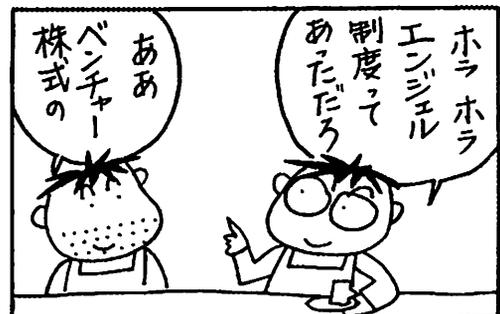
### 【解説】

現行のエンジェル税制は、個人投資家（エンジェル）が一定要件を満たすベンチャー企業の株式を払込みにより取得した場合、その後のリスクを税制面でバックアップする特例で、損をしたときの譲渡損について、他の株式譲渡益との損益通算や繰越控除を認める制度です。

平成12年度の改正では、得をしたときの譲渡益についての特例が追加され、エンジェル税制の対象となる特定株式について、上場等の日において3年超所有した株式をその上場等の日以後1年以内に譲渡した場合、一定の要件の下で、譲渡所得の金額を2分の1として課税する特例が創設されました。

従来、上場等の日において3年超所有した株式をその上場等の日以後1年以内に譲渡した場合に、譲渡所得金額を2分の1として課税する創業者利益の特例があります。今回のエンジェル税制の追加策は、創業者利益の特例との重複適用も認められますので、結果的には税負担が4分の1に軽減されることになります。

なお、この特例は平成12年4月1日から平成17年3月31日までの取得株式について適用されます。



KIMIYO-I